

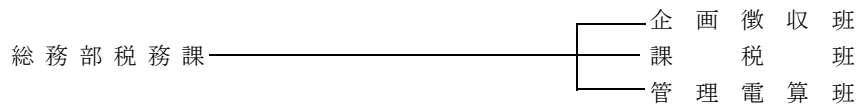
## 第7 税務機構に関する調

1	税務機構	232
2	事務分掌	233
3	本庁及び事務所等職員定数及び現員数	237
4	分掌別税務職員配置数	237
5	職名別・等級別・年齢別人員表	237

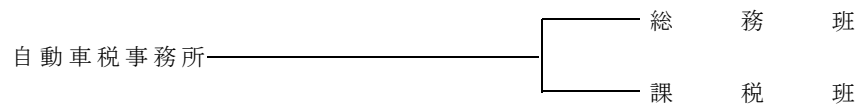
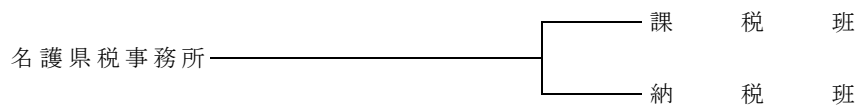
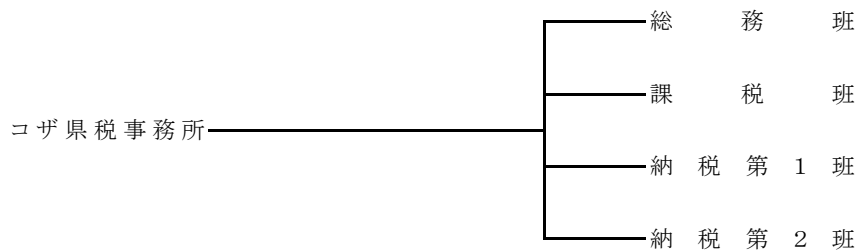
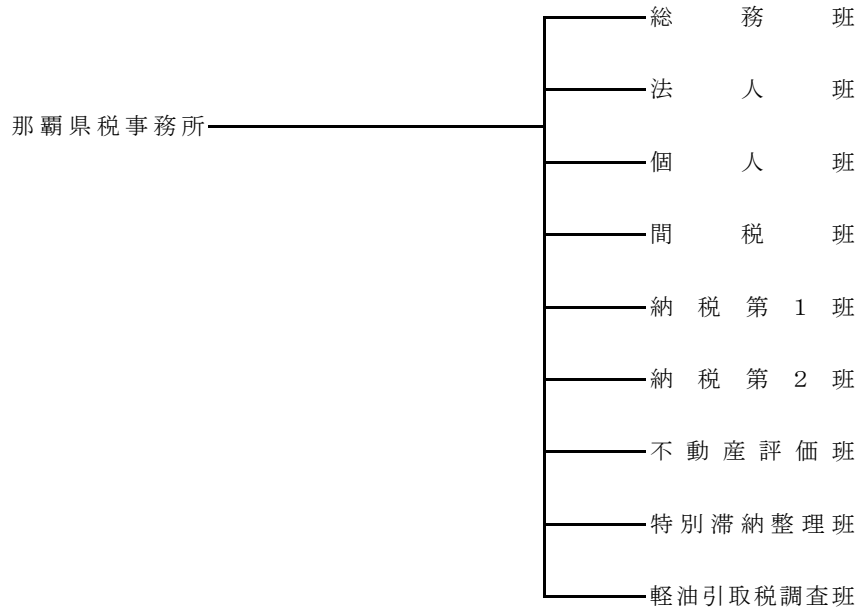
# 1 稅務機構

(26. 4. 1現在)

[本 庁]



[出 先]



宮古事務所 ————— 県 稅 課

八重山事務所 ————— 県 稅 課

## 2 事務分掌

本庁税務課

企画徴収班

- (1) 県税事務所及び両事務所県税課に関すること。
- (2) 事務改善に関すること。
- (3) 県税条例、規則等に関すること。
- (4) 県税職員の研修に関すること。
- (5) 県税関係法令の実施及び総務省報告に関すること。
- (6) 他都道府県(行財政)照会事務に関すること。
- (7) 県税制度の調査、研究に関すること。
- (8) 税理士登録に関すること。
- (9) 予算及び経理に関すること。
- (10) 文書の收受及び庶務に関すること。
- (11) 徴収事務の指導に関すること。
- (12) 納税表彰及び納税貯蓄組合に関すること。
- (13) 県税に関する広報宣伝に関すること。
- (14) 県税及び県税外収入の予算等に関すること。
- (15) 県税徴収についての不服審査及び訴訟に関すること。
- (16) 新税に関すること。
- (17) その他、他班に属しない事務に関すること。

課税班

- (1) 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、鉦区税、狩猟税の事務指導に関すること。
- (2) 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び石油価格調整税の事務指導に関すること。
- (3) 産業廃棄物税の事務指導及び法定外目的税に関すること。
- (4) 大規模償却資産の指定及び価格等の決定に関すること。
- (5) 県税の減免に関すること。
- (6) 県税賦課についての不服審査及び訴訟に関すること。
- (7) 犯則取締に関すること。
- (8) 県税証紙に関すること。
- (9) ふるさと沖縄寄附金に関すること。
- (10) 県税に関する諸交付金に関すること。
- (11) 地方法人特別税に関すること。

管理電算班

- (1) 税務トータルシステムの維持管理に関すること。
- (2) 管理事務の指導に関すること。
- (3) 月例出納検査及び監査に関すること。
- (4) 地方自治情報センターとの調整に関すること。
- (5) 新税務システム運用に関すること。
- (6) その他税務に係る電算構築に関すること。

## 出先

1 県税事務所の各班の事務分掌は、次のとおりとする。

### 総務班

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 収入証紙の受払いに関すること。
- (3) その他他の班の分掌に属しない事務に関すること。
- (4) 督促状の発付及び収納管理等の事務に関すること。
- (5) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金の収納保管に関すること。
- (6) 徴収金に係る過誤納金等の還付及び充当に関すること。
- (7) 徴収金の決算及び統計に関すること。
- (8) 県税及び県税外収入等の諸報告並びに納税証明に関すること。

### 個人班

- (1) 県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (2) 個人県民税、個人事業税、不動産取得税(承継分)、鉦区税、狩猟税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (3) (1)(2)の事務に係る異議申し立て及び過料処分に関すること。

### 法人班

- (1) 法人県民税、法人事業税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (2) (1)の事務に係る異議申し立て及び過料処分に関すること。

### 間税班

- (1) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、石油価格調整税及び産業廃棄物税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (2) (1)の事務に係る異議申し立て及び過料処分に関すること。
- (3) 地方消費税の調定に関すること。

#### 納税第1班

- (1) 徴収金の徴収に関すること。
- (2) 徴収金の滞納処分に関すること。
- (3) 徴収金の徴収嘱託及び受託並びに徴取引継ぎ及び引受けに関すること。
- (4) 徴収金の徴収及び滞納処分の事務に係る異議申立てに関すること。
- (5) 徴収猶予、滞納処分の停止、及び不納欠損処分に関すること。

#### 納税第2班

- (1) 納税第1班に同じ。

#### 不動産評価班

- (1) 新築家屋の本則評価に関すること。
- (2) 不動産取得税(新築分)の賦課、検査、調査及び犯則の取締に関すること。
- (3) (2)の事務に係る異議申立て及び過料処分に関すること。

#### 軽油引取税調査班

- (1) 軽油引取税の犯則取締並びに検査及び調査に関すること。
- (2) 輸入軽油対策機動班に関すること。
- (3) 油類分析調査に関すること。

#### 特別滞納整理班

- (1) 高額滞納案件、広域滞納案件に関すること。
- (2) 徴収金の滞納処分に関すること。
- (3) (1)(2)の事務に係る異議申し立てに関すること。
- (4) 徴収猶予、滞納処分の停止、及び不納欠損処分に関すること。

※沖縄県名護県税事務所においては、総務班の事務(1(1)、(3)及び(5)に掲げる事務を除く。)及び納税の事務を納税班で、総務班の事務(1(1)、(3)及び(5)に掲げる事務に限る。)並びに法人班、個人班及び間税班の事務、北部合同庁舎等の管理に関する事務及び北部地域職員住宅に関する事務を課税班で分掌するものとする。

※沖縄県コザ県税事務所においては、法人班、個人班及び間税班の事務を課税班で分掌するものとする。

2 両事務所県税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税の賦課及び徴収に関すること(第122条第2項各号に掲げる事務を除く。)
- (2) 徴収金の出納保管に関すること。
- (3) 徴収金に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 市町村における県税の収納事務指導に関すること。
- (5) 徴収簿、出納に関する帳簿等の管理及び記帳に関すること。
- (6) 徴収金の滞納処分及び納税証明に関すること。
- (7) 犯則取締り及び過料に関すること。
- (8) 徴収金の徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止並びに不納欠損処分に関すること。
- (9) 徴収金に係る決算事務に関すること。
- (10) その他県税に関すること。

3 自動車税事務所の各班の分掌事務は次のとおりとする。

総務班

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 督促状の発付に関すること。
- (3) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金の収納保管に関すること。
- (4) 徴収金に係る過誤納金等の還付及び充当に関すること。
- (5) 徴収金の決算及び統計に関すること。
- (6) 県税及び県税外収入等の諸報告並びに納税証明に関すること。
- (7) 自動車税事務に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金(証紙徴収に係るものを除く。)の徴収に関すること。
- (9) 徴収金の徴取引継ぎに関すること。
- (10) 第8号に掲げる事務に係る不作為についての異議申立てに関すること。
- (11) 徴収猶予に関すること。
- (12) その他他の班の分掌に属しない事務に関すること。

課税班

- (1) 自動車税及び自動車取得税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (2) 自動車税及び自動車取得税に係る不作為についての異議申立て及び過料処分に関すること。
- (3) 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の賦課及び徴収に関すること。

### 3 本庁及び事務所等職員数及び現員数

(26. 4. 1現在)

単位:人

種別	所属	本庁	出先(事務所等)						合計	
			那覇	コザ	名護	自動車	宮古	八重山		計
定員	事務	21	68	30	19	16	8	8	149	170
	その他	0	0	1	4	1	0	0	6	6
計		21	68	31	23	17	8	8	155	176
現員	事務	21	67	29	19	17	8	8	148	169
	その他	0	0	2	4	1	0	0	7	7
計		21	67	31	23	18	8	8	155	176

### 4 分掌別税務職員配置数

(26. 4. 1現在)

単位:人

区分	総務関係	直税関係	間税関係	徴収関係	合計
本庁	15	3	1	2	21
事務所等	37	43	13	62	155
合計	52	46	14	64	176

### 5 職名別・等級別・年齢別人員表

(26. 4. 1現在)

単位:人

職名 等級	所長・課長・ 副参事			班長・主幹			主査			副主査・主任・主事					現業職	計
	6	7	8	4	5	6	3	4	5	1	2	3	4			
25歳以下										11						11
26～30歳以下										3	9					12
31～35歳以下							2			2	15					19
36～40歳以下					1		4	11		2	18	1				37
41～45歳以下					12		5	19			5	5			2	48
46～50歳以下					5		3	8							3	19
51歳以上	10		1		6		2	6	2	1					2	30
計	10	0	1	0	24	0	16	44	2	19	47	6	0	0	7	176